

令和7年度鳥獣被害防止活動推進事業
鳥獣被害対策モデルケース育成業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 委託業務名

鳥獣被害対策モデルケース育成

(2) 対象者

新城設楽農林水産事務所農業改良普及課、同新城駐在室と連携し、下記地区の住民を対象とする。集落ぐるみの活動を促すためにできるだけ多くの住民を参集することが望ましいが、各自の事情に配慮し無理のない範囲とする。捕獲に従事する者のみを参集するなど、開催内容に応じて対象者を限定してもよい。

愛知県新城市作手黒瀬地区

愛知県北設楽郡東栄町月地区

(3) 実施期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

(4) 目的

愛知県の普及指導計画における重点指導対象として選定されたモデルケース候補集落を対象に、集落ぐるみの鳥獣対策強化を企図する伴走型支援によって、地域住民の知識習得と意欲向上を図り、鳥獣被害対策のモデルケースとなり得る地区を育成する。

(5) 業務項目

- ア 準備並びに計画策定
- イ 集落における研修活動
- ウ 実施結果のとりまとめ
- エ 支援要請への対応
- オ 報告書作成

2 業務内容

(1) 準備並びに計画策定

目的と趣旨に沿って業務体制を構築し、事業実施計画書を作成する。

愛知県農業総合試験場普及戦略部戦略統括室、新城設楽農林水産事務所農業改良普及課、同新城駐在室と初回研修前に協議し、密接に連携して取り組むこととする。

(2) 研修活動

対象地区において、生息環境管理、侵入防止、捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害防止対策に関する研修活動を実施する。地区住民を参集した集合研修は3回以上実施することとする。集合研修の開催に当たっては事前に関係者での打ち合わせを行い、開催の目的、期待される効果、当日のタイムテーブル及び役割分担などを明確にすることとする。

る。

現地調査及びその他の打ち合わせ等は、必要に応じ適宜実施する。研修活動の詳細な内容や進め方においては、下記の事項に配慮する。

ア 座談会や現地実習などを取り入れ、対象者の能動的な学習(アクティブラーニング)の実現を目指すとともに、実践的な知識と技術の習得を図る。

イ 対象者の意向に配慮した研修内容となるよう努める。対象地区の取組方針(仕様書 別記「対象地区における鳥獣被害対策の取組方針」)に沿った活動とする。

ウ 対策の基礎情報として、集落住民による実態把握と情報共有を促す。具体的には、集落住民による集落環境点検などにより、野生獣の生息状況や被害状況を調査・共有する。なお、基礎情報収集においては、必要に応じて学識者の助言・支援を受けるものとする。

エ 対象地区の住民のうち、既に有害捕獲に取り組んでいる捕獲従事者を対象とした実習を行う。研修中の自動撮影調査に使用するトレイルカメラ及び関連機材は、委託者が準備する。

実習は、受講者が既に実践している捕獲活動のOJTとして実施する。捕獲行為そのものは受講者が実践するため、捕獲に必要な経費(捕獲器具、誘引餌、わな管理、捕獲個体の処分等)は受講者が負担する。受講者が実習中に捕獲した場合、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の活動経費補助を受給することは妨げないため、捕獲実績を市町村等に報告することができる。

オ 集落住民と情報交換を実施し、集落の将来ビジョンを見据えた鳥獣被害対策の内容を検討する。受託者は検討結果の詳細を報告書に掲載して委託者に伝達し、今後の発展的な取組計画を作成する。

(3) 対象者の研修成果及び満足度調査

研修機会ごとに対象者への聞き取り、研修成果の活用状況(次回研修までの捕獲状況)等を適宜実施して結果を共有し、活動の軌道修正や改善に向けた基礎情報とする。

集合研修においては、可能な限りアンケートによる満足度調査を実施し、結果を関係者で共有する。アンケートの設問は事前の打ち合わせで決定し、項目別満足度及び総合満足度について5段階評定での回答を求める。また、必要に応じ、単純集計に加え、分析等により重点改善項目を抽出し、的確かつ迅速な業務改善を図る。

(4) 結果のとりまとめ

活動成果について評価するとともに、住民による集落ぐるみの鳥獣対策の推進に資するモデルケースとしての公表、県 web ページへの掲載、活用、研修会等での発表を前提として結果をとりまとめる。

(5) 支援要請への対応について

当事業において、過去に支援を実施した集落(豊田市大野瀬町梨野地区、新城市大字作手保永和田地区)から要請があった場合、当年度の事業執行に支障がなく、かつ、受託者

に過度な負担とならない範囲において、対応するものとする。

(6) 報告書の作成

上記の結果をまとめた報告書を作成し、実施期間中に委託者に提出する。報告書には、モデルケースとして地域に波及させるためのポイントを明記する。

(7) 打ち合わせ

研修会等の開催に向けた打ち合わせを実施する。研修日時や役割分担等、必要な取り決めにより円滑な運営を図る。受託者、委託者(監督職員)に加え、必要に応じて愛知県農業総合試験場普及戦略部戦略統括室、新城設楽農林水産事務所農業改良普及課の担当者を参集する。

(8) 謝金、調査経費等の支払

活動の過程で有識者の助言を求めた場合の謝金、生息状況調査等に係る大学等の学識者による支援の経費は、受託者から支払う。

3 関係法規の遵守及び関係する手続等

- (1) 関係法規を遵守し、業務の円滑な進捗を心掛ける。諸法令の運営、適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、業務実施にあたり関係機関との連携を保つとともに、それらの関係機関への届出等が必要な場合には、受託者の責任と費用において、法令または委託契約書の定めにより実施しなければならない。
- (3) 受託者は、前項に規定する届出等にあたっては、あらかじめ監督職員と協議し、その内容を記載した文書を委託者に提出しなければならない。
- (4) 受託者が自己の責任において、当該業務内容に関する内容をSNS等で広く共有することは妨げない。ただし、意図せず公序良俗に反するものや個人情報(相当するものを含む)が含まれないように注意する。
- (5) 受託者から新聞、放送局などの報道機関に情報提供する場合は、事前に委託者及び関係者と協議することとする。

4 安全管理

- (1) 受託者は人身事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないよう注意を払わなければならない。
- (2) 野外活動を伴う研修の開催に当たっては、受託者は受講者の安全に特に配慮する。必要に応じて傷害保険に加入し、不慮の事態に備える。
- (3) 生息状況調査では受託者は調査者に所定の腕章を装着させ、調査機材については必要な表示等を行う。必要に応じて安全誘導員を配置し、地元住民および登山者等の安寧の維持に努めるものとする。

- (4) 受託者は、調査時に森林整備等の入山者に必要に応じ周知を行い、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めるものとする。
- (5) 委託者は必要に応じて監督職員を調査時に立ち合わせるものとする。
- (6) 業務実施中に自己または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、受託者は応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。
- (7) 受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は速やかに委託者に報告しなければならない。

5 成果物

報告書ファイル製本（A4版） 2部

報告書の電子データ等を収納した電子媒体（ファイル製本報告書に添付する） 1式